

収入印紙(または収入証紙)はりつけ欄(消印を押してはならない)

採取計画認可申請書

※整理番号	
※審査結果	
	年 月 日
※許可番号	

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
 氏名または名称および法人に
 あってはその代表者の氏名
 登録年月日および登録番号

㊦

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1. 砂利採取場の区域
2. 採取をする砂利の種類及び数量
3. 採取の期間
4. 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項
5. 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
6. 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. ※印の項は、記入しないこと。
 3. 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 4. 「砂利採取場の区域」については、砂利採取場の所在地および面積を記載すること。
 5. 「採取をする砂利の種類および数量」については、採取をする砂、砂利又は玉石の種類ごとの数量及び全体の掘さくまたは切土の総量をそれぞれ立方メートル単位で記載すること。
 6. 「砂利の採取の方法および採取のための設備その他の施設に関する事項」については、機械掘りまたは手掘りの別を記載するとともに採取の工程ごとに砂利の採取に係る設備その他の施設の種類、能力及び数並びに掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ等を記載すること。
 7. 「砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、掘さく(切土を含む。以下同じ。)工程にあつては、除去した上等の処理方法、掘さく時の土砂崩れの防止の方法及び廃土石の処理方法等について、洗浄工程にあつては、汚濁水の処理方法(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公用水域に汚濁水を排出する場合は、同条第4項に規定する「排水水」に係る同法第3条第1項又は第3項の規定により定められた「排水基準」を遵守するための方法)及び掘さく等の処理方法等についてそれぞれ記載するとともに土地の掘さく跡地の埋め戻しその他の処理の方法を記載すること。